

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【26】
2. 日 時：令和2年7月21日（火） 15時00分～18時55分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

角谷管理官補佐、義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長

実用炉監視部門

平田上席監視指導官（BWR班）※、久光上級原子炉解析専門官（BWR班）

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他37名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理Gr 担当 他7名※

## 5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年6月12日、7月17日及び7月20日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
  - 74条の表74における66条（66-16-3）「緊急時対策所の代替電源設備」について、「6号炉又は7号炉の非常用ディーゼル発電機から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電が可能であることを確認する。」としているが、非常用ディーゼル発電機の負荷として緊急時対策所が考慮されているのか整理して説明すること。併せて、6号炉の非常用ディーゼル発電機を電源として期待することの妥当性を整理して説明すること。
  - 原子炉隔離時冷却系（R C I C）のサーベイランスについて、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」における実条件性能確認の考え方を踏まえ、整理して説明すること。
  - 静的触媒式水素再結合装置（P A R）の所要数は、原子炉建屋の水素濃度を可燃限界に低減できる評価上の個数（54個）に不確かさを考慮して56個としていることを踏まえ、運転上の制限を逸脱した場合に要求される措置の考え方を整理して説明すること。

- 耐圧強化ベント系と格納容器圧力逃がし装置は共有する弁及び配管等が存在することから、例えば耐圧強化ベント系が動作不能となった場合には速やかに格納容器圧力逃がし装置の動作確認を行う必要があると考えられるため、動作確認の考え方を整理して説明すること。
- リスク情報への対応における、「不確実・未確定な情報」の取扱い方（スクリーニング基準等）を整理して説明すること。
- 収集するリスク情報である「自社／電力共研究」、「国内外機関研究」、「学術論文」、「運転経験情報」は、どのような段階で収集するのか（不確実・未確定な段階の情報として収集する時期）を整理して説明すること。

（３）東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

関係資料：なし